

後期高齢者医療制度のお知らせ

○後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新について

令和3年8月1日から被保険者証（保険証）が変わります。新しい保険証は、7月末までに簡易書留で郵送します。

(見本) みどり色



○「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の交付について

令和2年度までに「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがあり、同一世帯の全員が令和3年度住民税非課税の場合は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」も保険証と同封して送付します。

また、「限度額適用認定証」についても、令和2年度までに交付を受けたことがあり、令和3年度も交付該当であれば、保険証と同封して送付します。

令和3年度に交付該当になっており、令和2年度までに交付を受けたことがない場合は、申請書を同封しますので、申請をお願いいたします。

○ 後期高齢者医療保険料について

「令和3年度 後期高齢者医療 保険料額決定通知書」につきましては、普通徴収（納付書または口座振替での納付）の場合は7月中旬頃、特別徴収（年金から天引き）の場合は7月下旬頃に発送いたします。

・個人ごとの保険料の決めかた

$$\boxed{\text{1年間の保険料額 (100円未満切捨て)}} = \boxed{\text{均等割額 46,000円}} + \boxed{\text{所得割額 (賦課のもととなる金額} \times 8.50\%)}$$

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除額（前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）
 ※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除・配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※保険料額の賦課限度額(上限)は、64万円です。

※年度の途中で後期高齢者医療制度の対象となった方は、資格取得月からの月割で保険料額が計算されます。

・保険料の軽減について

【均等割額の軽減】

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×（給与所得者数等の数－1）以下の世帯	7割	13,800円
43万円+10万円×（給与所得者数等の数－1）+「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
43万円+10万円×（給与所得者数等の数－1）+「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける者をいいます。

【その他の軽減】

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割額はかからず、加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます（国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません）。

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

適用期間が延長されました

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している被用者（給与をもらっている）の方への傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に関する特別措置として、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため勤務することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。

※ただし、休職中に勤務先から給与等の支払いがある場合、傷病手当金の全部もしくは一部の支給が制限されます。

▶対象 下記の(1)から(4)までの全てに該当する方

- (1) 勤務先から給与等の支払いを受けている茨城県国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者
 ※青色事業専従者及び白色事業専従者を含む
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状によりその感染の疑いがあり、療養のために勤務することができなかった期間がある
- (3) (2)の期間について給与の全額または一部が支払われない
- (4) (2)の期間が3日以上連続しており、4日目以降が令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間である

▶支給額 [直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数] × 2/3 × 日数

※勤務先の証明が必要となります。

※日数とは、勤務することができなくなった日から起算して、連続した3日を経過した日以降で勤務を予定していた日数です。

▶適用期間 令和2年1月1日～令和3年9月30日

※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

▶申請方法 所定の申請書を保険課に提出してください。

詳細は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどの世帯に対して、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を免除または減額する制度があります。

▶対象

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯の方
 - ① 事業収入等（事業、不動産、山林または給与収入）のいずれかの減少額が、前年のその収入の3割以上であること
 - ② 前年合計所得額が1,000万円以下であること
 ※介護保険料については、要件に含みません。
 - ③ 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下であること

詳細は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

国民健康保険・後期高齢者医療保険について 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）
 介護保険について 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）